

大治町告示第10号

大治町食料品等物価高騰支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月2日

大治町長 鈴木康友

大治町食料品等物価高騰支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、町民の生活を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、ギフトカード（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当するものであって、町が指定するものをいう。以下同じ。）を配布する事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(配布対象者)

第2条 ギフトカードの配布対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者（以下「配布対象者」という。）とする。

(申込み)

第3条 ギフトカードの配布についての申込は、不要とする。

(支給金額)

第4条 配布するギフトカードの支給金額は、配布対象者一人当たり6,000円とする。

(使用期限)

第5条 配布するギフトカードの使用期限は、令和8年11月30日までとする。

(配布方法)

第6条 ギフトカードの配布は、郵送の方法その他町長が認める方法により行うものとする。

(返戻の取扱い)

第7条 前条の規定によりギフトカードを配布したにもかかわらず、配布対象者の責に帰すべき事由により配布できなかったときは、町が指定する期限まで返戻されたギフトカードを保管する。この場合において、配布対象者から申出があったときは、前条の方法により配布を行う。

(不当利益の返還)

第8条 町長は、ギフトカードを配布した後に対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段によりギフトカードの配布を受けた者があるときは、既に配布を行ったギフトカードの返還を求めるものとする。

(配布権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 ギフトカードの配布を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(免責)

第10条 町長は、配布対象者に配布した後のギフトカードに汚損、破損、滅失、盜難等の損害が生じてもその損害を賠償する責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、廃止する。